

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 4 号

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改め、同条第 3 項ただし書、第 7 項及び第 8 項中「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「ア」を「(1)」に、「イ」を「(2)」に、「ウ」を「(3)」に、「エ」を「(4)」に、「前各号」を「前各項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。